

青森県失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 要項

青森県失語症者向け意思疎通支援者派遣事業とは・・・

<目的>

失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者のコミュニケーションの支援に必要な知識及び技能を有する意思疎通支援者を、失語症者に対して派遣をする事業です。

<派遣対象事項>

県内の障がい者団体や障がい者支援者団体等が主催・共催する行事、会合等が派遣対象です。

ただし、次の各号に該当する場合は、派遣対象としません。

- (1) 行政又は民間団体から委託された事業を実施することに伴う活動
- (2) 営利を目的としている活動
- (3) 政治又は宗教に関する活動
- (4) その他知事が、社会通念上派遣することが好ましくないと認める活動

<運営主体>

一般社団法人青森県言語聴覚士会（青森県から受託）

<利用対象者>

県内の障がい者団体や障がい者支援者団体又は、当該団体等が主催・共催する行事、会合への参加者で、「青森県失語症者向け意思疎通支援者派遣事業」の利用登録を行った方です。

<派遣依頼>

派遣希望日の14日前までに青森県健康医療福祉部障がい福祉課へ申請をお願いします。

<利用登録者の利用負担>

利用料は無料です。

※ただし、派遣中に発生する費用（交通費、施設利用料等）については、意思疎通支援者に係る分を含め

利用申請者の負担となります。

1. 利用者登録

1-1. 利用者登録をする前に

事前に以下の身体障害者手帳を取得しておく必要があります。

◆「音声・言語・そしゃく機能の障害」の

3級（音声機能・言語機能又はそしゃく機能の喪失） 又は

4級（音声機能・言語機能又はそしゃく機能の著しい障害）

※医師の診断書・意見書において、失語症と診断されている場合又は、その他、言語聴覚士が面接などにより社会生活上何らかのコミュニケーション障がいがあると判断されれば、身体障害者手帳の有無は問いません。

1-2. 利用登録申請方法

[「様式第1号：青森県失語症者向け意思疎通支援者派遣利用登録申請書」](#)に必要事項を記入し、青

森県言語聴覚士会へ提出して下さい。

申請書は、青森県障がい福祉課のHP及び下記のQRコードからダウンロードしてください。



※ただし、緊急の場合は電話等の方法により派遣登録の申出ができます。この場合、利用者は事後速やかに登録申請の手続きを行ってください。

1 - 3. 利用決定

利用登録申請提出・面談後、登録手続きが終了次第、青森県言語聴覚士会から、申込者へ「[様式第 2 号：失語症者向け意思疎通支援者派遣利用登録通知書](#)」を送付します。

【利用登録の流れ】

利用登録の流れについてはポスターをご参照ください。

2. 派遣依頼

2 - 1. 派遣依頼方法

希望日の 14 日前（派遣当日は含まない）までに、「[様式第 4 号：失語症者向け意思疎通支援者派遣依頼書](#)」に必要事項を記入し、県へ提出してください。青森県障がい福祉課の HP 及び下記からダウンロードしてください。



2 - 2. 派遣決定

派遣依頼書を受理し手続きが終了次第、青森県言語聴覚士会から申込者へ「[様式第 4 号：青森県失語症者向け意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書](#)」を送付します。

【派遣依頼の流れ】

派遣依頼の流れについてはポスターをご参照ください。

◆派遣依頼の留意点

- 1) 申し込みが集中した場合など、ご希望の日に失語症者向け意思疎通支援者を派遣できないこともありますのであらかじめご了承ください。
- 2) 次のいずれかに該当するときは、派遣を取り消すことがあります。
 - (1) 要領に反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段で派遣の決定を受けたとき。

(3) その他、県が派遣を不相当と認めるとき。

3. 派遣までと当日

3-1. 派遣当日まで

派遣依頼内容によって、当日までに失語症者向け意思疎通支援者（支援者）と事前の打ち合わせが必要な場合は、派遣申請時に申し出、青森県言語聴覚士会をおし行ってください。内容によっては、意思疎通支援者と直接連絡を取っていただく場合があります。

3-2. 派遣当日

待ち合わせ場所で支援者団体等と合流後、依頼した内容の意思疎通支援を受けます。

※待ち合わせ場所から支援終了場所までの支援中の支援者の交通費等費用は、利用登録者でご負担ください。

3. 問い合わせ先

青森県失語症者向け意思疎通支援事業 事務局

言語聴覚士 古川敏夫 宛て

電話番号：080-5129-9080

メールアドレス：425haken-aomorist@gmail.com